



島根県報

平成17年10月 4 日 (火)
第 1,715 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課) 1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(") 1
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障 害 者 福 祉 課) 2
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(水 産 課) 2
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(") 2
平成17年度地籍調査事業の決定の一部変更	(用 地 対 策 課) 3
訓 令	
職員の勤務時間に関する規程の一部改正	(人 事 課) 5
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課) 5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(") 6
平成17年度前期技能検定試験の合格者	(労 働 政 策 課) 6
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課) 10
教委告示	
博物館登録原簿への登載	(文 化 財 課) 10
正 誤	
平成17年 9 月13日付け島根県報第1,709号中	(建 築 住 宅 課) 10

告 示

島根県告示第1,059号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年10月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
特定非営利活動法人 ふるさと工房	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム 和水屋	隠岐郡隠岐の島町中村森四 1542番 1	平成17年 9 月16日

島根県告示第1,060号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので

で、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年10月4日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 司	ケアプラン向日葵の家	簸川郡斐川町大字荘原町3169番地20	平成17年 10月1日

島根県告示第1,061号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成17年10月4日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 千鳥福祉会	地域生活援助	のっと	松江市西持田町880 - 1	平成17年 9月20日

島根県告示第1,062号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成17年10月4日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中	を	「	年1.6%以内	」	を	に改める。	「	年1.5%以内	」
		年1.6%以内	年1.5%以内						
		年1.6%以内	年1.5%以内						
		年1.6%以内	年1.5%以内						
		年1.6%以内	年1.5%以内						
		年1.6%以内	年1.5%以内						
		年1.6%以内	年1.5%以内						
		年1.6%以内	年1.5%以内						

附 則

- この告示は、平成17年10月4日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成17年9月20日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1,063号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成17年10月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

第 5 条第 2 号中「1.6パーセント」を「1.5パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年10月 4 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成17年 9 月20日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1,064号

平成17年度地籍調査事業の決定（平成17年島根県告示第549号）の一部を次のように改正し、平成17年10月 4 日から施行する。

平成17年10月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

表雲南市の項を次のように改める。

雲南市	川井 下久野 川井 下久野 飯石 須賀 須賀 須賀 須賀 上久野 上久野 上久野	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで
-----	---	------------------------

表飯南町の項を次のように改める。

飯南町	頓原村 5 長谷 2 頓原村 7 頓原村 8 花栗 3 花栗 4 谷 7 獅子 3 八神 1 小田 1 小田 2	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで
-----	--	------------------------

	志津見 1	
--	-------	--

表川本町の項を次のように改める。

川本町	川本(1) 川本(2) 川本(3) 川本(4) 三原の一部 因原(1) 因原(2) 因原(3)	交付決定の日から平成18年3月31日まで
-----	--	----------------------

表邑南町の項を次のように改める。

邑南町	円の板 2 馬野原 5 和田 1 矢上 4 西鱒淵 1 安田 日貫 - 1 日貫 - 2 原 西鱒淵 2 和田 3 日貫 矢上 5 小掛谷	交付決定の日から平成18年3月31日まで
-----	--	----------------------

表金城町の項を次のように改める。

金城町	今福 上来原 田ノ原	交付決定の日から平成18年3月31日まで
-----	------------------	----------------------

表旭町の項を次のように改める。

旭町	都川 - 3 本郷 本郷 重富 木田 山ノ内 - 1 山ノ内 - 2	交付決定の日から平成18年3月31日まで
----	--	----------------------

訓 令

島根県訓令第22号

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成17年10月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

別表美術館の項の次に次のように加える。

芸術文化センター
学芸員の業務に従事する職員
同 左
同 左
同 左
同 左

附 則

この訓令は、平成17年10月 9 日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成17年 9 月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あしづえ
- 3 代表者の氏名
園山暢子
- 4 主たる事務所の所在地
松江市八雲町平原481番地 1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる人々を対象として、演劇の公演や演劇教育に関わる事業を行う。また地域と連携して国内外の演劇に関わる人々との交流を促進することによって、演劇によるまちづくりを目指し、これらの活動を通して「演劇」

の普及、発展、向上に寄与し、芸術文化による心豊かな社会を築くことを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月4日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年9月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ボランティアネットたき

3 代表者の氏名

石飛エミ子

4 主たる事務所の所在地

出雲市多伎町小田86番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、多伎町内に住む高齢者、障害のある方への介護予防・痴呆予防事業を中心に、給配食サービス、福祉施設入所者等との交流事業、子育て支援事業及び町内の環境美化活動等を行い、『手をつなぎ、くらしの安心と幸せを願って』をテーマとしてボランティア活動の推進を図り、地域のネットワークを形成することにより、町内に住む人々を対象に住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

平成17年度前期技能検定試験の合格者は、次のとおりである。

平成17年10月4日

島根県知事 澄 田 信 義

1 級技能検定

造園（造園工事作業）

田辺 康弘 松本 隆宏 浅津 裕行 高嶋 胤知 堀江 光雄 平崎 弘 周藤 正紀

石倉 秀一

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

松浦 正和 竹田 隆富 浅野 和人 勝田 淳司 岡田 正一 田中 達也 松原 栄治

藤江 晃宏 檜山 明彦 福田 晃 田中 貴久

金属熱処理（一般熱処理作業）

石田 哲章 土井 力 三宅 一成 角 徹 矢田 賢司 遠藤 昭彦 山本 満

岩谷 和功 種平 寿則 佐々木 守 須藤 純 松田 英樹 久保田 賢

機械加工（普通旋盤作業）

石田 辰男

機械加工（数値制御旋盤作業）

釜屋 英徳

放電加工（ワイヤ放電加工作業）

松本 哲也

金属プレス加工（金属プレス作業）

原 隆志

鉄工（構造物鉄工作業）

後藤 貴之 錦織 誠

建築板金（内外装板金作業）

吾郷 智司 稲田 淳一 又賀 繁美 古川 敏樹

建築板金（ダクト板金作業）

山本 良宏 小原 弘幸

ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）

上田敬一郎

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

永井 佳吾 陶山 貴弘 松本 慎司 鳥目 泰史 山本 基之 土江 誠 森山 正之

瀬崎 勉 荒木 智志 太田 雅哉 宮内 勇騎

建設機械整備（建設機械整備作業）

大浦 輝幸 渡部 茂 辺土 洋 辻 裕也 藤原 稔弘 栗栖 史生

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

岡 由美

家具製作（家具手加工作業）

内田 稔

建具製作（木製建具手加工作業）

久谷 仁士 池田 和弘

とび（とび作業）

松本 和之 岩谷 武文 三浦 節佳 大畑 嘉浩 斎藤 寛 岩谷 博明 佐々木 洋

左官（左官作業）

河村 貴裕 藤原 康春 花田 淳

ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

佐々木正敏

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

新路 修 石田 康彦 福間 孝幸 小林 豊数 門脇 洋一

防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事作業）

中村 将嗣

防水施工(シーリング防水工事作業)

中西 聡史 広江 勝義 梶谷 純 森山 盛弘

防水施工(FRP防水工事作業)

正部 拓也 成瀬 浩二 伊藤 勇次 田中 宏季 錦織 満

内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)

秋庭 登 伊藤 博憲 難波 彰夫 藤原 満夫 石飛 洋司 兼折 幸治 安部 栄次

錦織 昭夫 嘉本 光裕 松島 貞吉 岡 浩二 坂根 幹幸

内装仕上げ施工(ボード仕上げ工事作業)

黒木 康弘 益谷 卓 北川 正寿 三原 浩 細木 貴之 小林 聡 石倉 武寿

永瀬 一洋 多々納安寿 山崎 雅史 松田 茂雄 山崎 栄 宇原 直志 坂根 光彦

サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)

湯原 稔

表装(壁装作業)

今井 雅行 原 康幸 森山 淳

塗装(建築塗装作業)

須山 研一 高井 誠 満田 純一 飯塚 祥臣 川端 万治 伊藤 久人 熱田 純一

森木 孝至 山路 拓 杉橋 裕治 福島 隆明 古曳 正樹 樋口 佳史 大坪 郁夫

塗装(噴霧塗装作業)

仁宮 光

フラワー装飾(フラワー装飾作業)

川下美由紀 佐野 美穂

単一等級技能検定

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカ-工事作業)

戸藤 勲 吉田 幸夫 東 憲二 永島 真琴 小川 清隆

産業洗浄(高压洗浄作業)

桐原 安正

2級技能検定

造園(造園工事作業)

角 純夫 二岡 英之 村尾 明利 金井 克洋 佐藤 陽一 溝部 一宏 宇川 進

石岡 節男 石飛 悟 久家 秀幸 松本 一道 高橋 一 恩田 聡明 上田 将輔

福嶋 薫 高雲 誠次 福島 正吉 寺本華奈子 小原 明 岡 奈央子 洲濱 孝幸

鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)

小谷 俊博 野津 匡春 杉野 太康 小川 達矢 常松 道人 荒木慎太郎 樋野 和彦

和久利 昇

金属熱処理(一般熱処理作業)

金田 務 宮本 伸樹 岩田 績 深田 吉広 玉木 雄治 安部 隆志 中本 有史

上野 吉行 錦織 弘幸 隅田 貴裕 田淵 徹

金属熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)

森脇 達郎 曾田 和彦

機械加工(普通旋盤作業)

渡邊 和哉

機械加工(フライス盤作業)

松岡 宏行

機械加工（平面研削盤作業）

加納 龍也 伊藤 裕二

機械加工（心無し研削盤作業）

松田 貢

機械加工（数値制御旋盤作業）

神谷 誠 有田 篤志

機械加工（数値制御フライス盤作業）

高尾 立一 糸賀 祐則 中倉 徹也 吉儀 崇 大塚 真樹

機械加工（マシニングセンタ作業）

渡部 貴光

建築板金（内外装板金作業）

五丁 正憲 佐々木久偵 並河 孝一 牛見 寛 小村 幹夫 斉藤 清美

建築板金（ダクト板金作業）

加藤 祐一

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

山本 喜正 吉田 国夫 石倉健太郎

切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）

内藤 秀夫

ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）

奥井 聡 上妻 研介 行名 秀治

機械保全（機械系保全作業）

丹葉 直和

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

角 祐一 松林 功 佐藤 健二 北村咲紀子 土江 祥也

電子機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

多久和雅史 秦 慶和

建設機械整備（建設機械整備作業）

岩崎 貴拓 落合 重夫 福島 正樹 高島 直之 青木 晃 加地 裕史 小田 大輔

佐々木健吾 近藤 一也

家具製作（家具手加工作業）

石橋 和也

とび（とび作業）

仲佐 純平 岡田 充洋 藤田 潤二 大賀 浩二 村上 由康 深田 達也 島根 一

須山 利文

左官（左官作業）

上田 忠博 藤原 一樹 勝部 大介 勝部 直樹 米本 和紀 永瀬 省吾

ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

仲佐 正 渡部 秀夫 毛利 哲也 三浦 正

配管（建築配管作業）

錦織 礼 大崎 晃 今岡 真也

表装（壁装作業）

白石 達也 狩野 祐治

塗装（建築塗装作業）

三嶋 歩 妹尾 敏幸 岡田 敬太 長岡 剛 岡 淳志 石飛 賀規 松原 雅志
新見 孝明 松本 卓也 金森 薫

塗装（噴霧塗装作業）

迫田 与

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

坂本 和久 野村 直樹

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

田邊 春奈 山田 美穂 松尾 大起

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年10月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

出雲市朝山町字上分1600番地 外 1 筆

出雲市稗原町字鐘築4580番地 外10筆

面積 27,003.66平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市今市町109番地 1

出雲市土地開発公社

理事長 野津邦男

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第15号

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、平成17年10月 4 日博物館登録原簿に次のとおり登載した。

平成17年10月 4 日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

登録番号	設置者の名称	博物館の名称	博物館の所在地
第17号	島根県	島根県立石見美術館	益田市有明町 5 番15号

正 誤

平成17年 9 月13日付け島根県報第1,709号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
5	下から15	事業が	事情が
9	下から12	事業	業務
10	下から 1	事業が	事情が

11	上から11	法人	法人等
15	上から 4	事業	業務

